

添付書類一覧

No.	添付書類	新規に屋外広告物の設置等を行う場合		許可を受けた屋外広告物の更新を行う場合(※3)	許可を受けた屋外広告物を変更または改造する場合	届出		協議	経過措置認定
		長期の広告物	短期の広告物			長期の広告物	短期の広告物		
1	<b>見取図</b> (広告物等を表示、設置する場所や付近の状況がわかるもの)	○	○ (はり紙以外)	—	—	○	○ (はり紙以外)	○	—
2	<b>カラー写真</b> (広告物等を表示、設置する場所がわかるもので、3か月以内に撮影したもの)	○	○ (はり紙以外)	○	—	○	○ (はり紙以外)	○	—
3	広告物等の形状、材料及び構造を明らかにした <b>図面</b>	○	○ (はり紙以外)	—	○	○	○ (はり紙以外)	○	—
4	広告物等の色彩、意匠及び光源の点滅(※1)の1分間あたりの回数並びに面積を明らかにした <b>図面</b>	○	○ (はり紙以外)	—	○	○	○ (はり紙以外)	○	—
5	<b>土地、建物等の使用承諾書</b> (他人の土地や建物に広告物等を表示し、又は設置する場合)	※	※	※	※	※	※	※	—
6	他の法令の規定により許可を要する広告物等の場合は、当該許可を受けていることを証する <b>書面の写し</b>	※	※	※	※	※	※	※	—
7	<b>敷地に存する建築物の延べ面積を明らかにする書類</b> (自家広告物等のある敷地内に表示し、又は設置する広告物等の場合)(※2)	※	※	—	※	※	※	—	—
8	<b>はり紙1枚</b> (はり紙の場合)	—	○	—	—	—	○	—	—
9	<b>カラー写真</b> (広告物等の形状、色彩及び意匠を知り得るもの)	—	—	—	—	—	—	—	○
10	<b>その他市長が必要があると認める書類</b>								—

※ 添付書類の提出要件に該当する場合のみ提出

※1 光源の動き又は光源の輝度の変化を含む

※2 建築物の延べ面積が2,000平方メートル以下である場合及び表示し、又は設置する広告物等の総表示面積が100平方メートル以下(第2種許可地域にあっては、200平方メートル以下)である場合を除く

※3 別途「屋外広告物安全点検報告書」を提出(はり紙、はり札等、広告旗及び立て看板等を除く)

添付書類について: 広告物の種類によっては一部省略できるものもありますので、詳細はお問合わせください。